

広島県後期高齢者医療広域連合会計課設置規則

平成20年4月1日

規則第3号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第171条第5項の規定に基づき、会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、広島県後期高齢者医療広域連合に会計課を置く。

2 会計課に会計係を置く。

(分掌事務)

第2条 会計係の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管に関すること。
- (2) 小切手の振出しに関すること。
- (3) 有価証券の出納及び保管に関すること。
- (4) 物品の出納及び保管に関すること。
- (5) 現金及び財産の記録管理に関すること。
- (6) 支出負担行為の確認に関すること。
- (7) 支出命令書等の審査に関すること。
- (8) 決算の調製に関すること。
- (9) 指定金融機関に関すること。

(職の設置)

第3条 課に課長を、係に係長を置く。

2 前項に定めるもののほか、係に必要な職員を置くことができる。

(職務)

第4条 課長は、会計管理者の命を受け、課の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理する。

3 その他の職員は、上司の命を受け、命じられた事務をつかさどる。

(専決)

第5条 課長は、別に定める事項を専決することができる。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。